

コロナ禍の影響により売上が大きく減少している事業者の皆様へ

長野県新型コロナウイルス中小企業者等 特別応援金

(国の月次支援金の対象とならない中小企業者・個人事業者等向け)

をご利用下さい。

給付額 中小法人等 上限 **20万円** (対象月の売上減少額が上限)

申請は各者
1回限りです 個人事業者等 上限 **10万円** (対象月の売上減少額が上限)

給付対象 長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です (以下主な要件)

- ① 【法人】長野県内に本店があること 【個人】長野県内に現住所があること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月～6月のいずれかの月の売上が、2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること
- ③ 国の月次支援金の4月～6月分を受給していないこと
- ④ 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
- ⑤ 被扶養者に該当しないこと

募集案内開始 7月下旬

申請受付開始 8月上旬

詳細及び問合せ窓口については、準備でき次第、県HP等でお知らせします。/

▼まずは月次支援金の利用をご検討ください▼

経済産業省

月次支援金 (緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和)

給付額 中小法人等 上限 **20万円/月** 4～7月分の合計
個人事業者等 上限 **10万円/月** 中小法人等 最大 **80万円**
個人事業者等 最大 **40万円**

※給付額 = 2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

給付対象 ①と②を満たせば、**業種・地域を問わず**給付対象となり得ます

- ① 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」または「外出自粛」等の影響を受けていること
- ② 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること

申請期間 4月分、5月分：2021年6月16日(水)～8月15日(日)
6月分：2021年7月1日(木)～8月31日(火)
7月分：2021年8月1日(木)～9月30日(木)

問合せ先：月次支援金相談窓口 (0120-211-240)

または、長野県産業・雇用総合サポートセンター
(地域振興局商光観光課)

経済産業省HP

